

松溪保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大谷会
所 在 地	関市前町 35 番地－2
電 話 番 号	0 5 7 5－2 2－2 2 6 2
代表者氏名	理事長 鈴木 専英

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	松溪保育園
施 設 の 所 在 地	関市前町 3 5 番地－2
連 絡 先	電話番号 0 5 7 5－2 2－2 2 6 2 FAX 0 5 7 5－2 3－7 3 0 0
管 理 者	園長 鈴木専章
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 7 0 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 4 7 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	昭和 2 3 年 1 0 月 3 0 日
事 業 所 番 号	2 1 2 0 5 5 1 0 0 0 2 0 5

3 サービスの目的・運営方針

松溪保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	8 8 4 m ²
	園庭	3 9 6 m ²
園 舎	構 造	園舎 1 棟 鉄筋コンクリート造ルーフینگ 葺 2 階建 便所 1 棟 コンクリートブロック造瓦葺平屋建
	延べ面積	5 5 5 . 5 8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児ほふく室	1 室	ば ら組 (満 0 . 1 才児クラス)
保育室	4 室	ば ら組 (満 2 才児クラス) すみれ組 (満 4 才児クラス) さくら組 (満 5 歳児クラス) も も組 (満 3 歳児クラス)
調理室	1 室	
事務室	1 室	
		クラスは人数増減により変更する場合があります

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	2	2		
保育士	2 2	6	1 6	
調理師	1	1		
調理員	2		2	
事務員	1		1	
保育補助者	2		2	

当園では、「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日岐阜県条例第 9 0 号。以下「条例」という。)) の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（７：１５～１９：００）
主任保育士	正規の勤務時間帯（７：１５～１９：００）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（７：１５～１９：００）
保育士	正規の勤務時間帯（７：１５～１９：００）
調理師	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：００）
調理員	正規の勤務時間帯（８：３０～１５：３０）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育の認定と保育時間の認定

保育認定（市と保護者間）・保育時間の認定（園と保護者間）で各認定を行います。

7 保育を提供する日時

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合、７時１５分から１８時１５分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに保育認定をします）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時１５分から８時３０分まで、又は１６時３０分から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 保育を提供しない日時

保育を提供しない日は、日曜日、国民の祝日と当園が必要と認める臨時休業日とします。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 一時保育

保護者の仕事や傷病・入院・災害・事故・育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急一時的に保育が必要となる幼児に対する保育を行います。来園の上予約をして下さい。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（0.1.2歳児の保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	いこまクリニック
医 院 長 名	生駒 哲朗
所 在 地	美濃加茂市加茂野町市橋 1065 番地
電 話 番 号	0 5 6 8 - 8 8 - 0 2 8 4

(2) 歯科

医療機関の名称	こころ歯科
医 院 長 名	梶川 美千佳
所 在 地	羽島郡岐南町徳田 2-22-1
電 話 番 号	0 5 8 - 2 4 8 - 3 4 4 0

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先へ伝え、保護者の指定する病院または緊急医療機関へ速やかに連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・担 当 者 鈴木 厚子 ・責 任 者 鈴木 専章 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 ・電話番号 0 5 7 5 - 2 2 - 2 2 6 2 F A X 0 5 7 5 - 2 3 - 7 3 0 0 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	齋藤 克己 電話番号 岡田 利実 電話番号

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険（東京海上日動）
保険の内容	けがの補償
保険金額	入院日額 1800円 通院日額 1200円

保険の種類	災害保険（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	けがの補償
保険金額	医療費 5,000円以上のものに給付

1 7 虐待防止のための措置

当園では，園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，職員に対する研修をその他必要な措置を講じていますが，園長が緊急に必要と認めた場合，関係機関に連絡する場合があります。ご理解願います。

1 8 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教勧誘，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，当園は仏教関係の保育所であり，花まつり等の行事がありますので，ご理解願います。なお他の利用者に対する宗教勧誘，政治活動営利目的での活動はご遠慮ください。

令和7年4月

利用者負担一覽表

保育園名 松 溪 保 育 園

[illegible]